

別紙様式第四十七 (平23財令96・全改、令元財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

運航事業収支報告書 (本邦運航業者分)

(年 月分)

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報 告 者： _____

名称及び _____

代表者の氏名 _____

所 在 地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

	項 目	対居住者取引 (単位：百万円)	対非居住者取引 (単位：千米ドル)	
収	(1) 貨 物 運 賃			
	(i) 輸 出 貨 物 運 賃			
	(ii) 輸 入 貨 物 運 賃			
	(iii) 三 国 間 貨 物 運 賃			
	(2) 旅 客 運 賃			
入	(3) 用 船 料			
	(i) 裸 用 船 用 船 料			
	(ii) 貨 物 船 用 船 料 (裸用船以外)			
	(iii) 旅 客 船 用 船 料 (裸用船以外)			
	(4) そ の 他 の 収 入			
	うち手数料等収入			
支	(1) 運 航 費			
	(i) 燃 料 費			
	(ii) そ の 他 輸 送 関 連			
		うち公的手数料等		
	(2) 船 費			
	(i) 船 員 費			
	うち外国人船員給料			

出	(a) 船舶保険料		
	(b) 船舶修繕費		
	(c) 船舶消耗品費		
	(d) その他		
	(3) 用船料		
	(i) 裸用船用船料		
	(c) 貨物船用船料 (裸用船以外)		
	(i) 旅客船用船料 (裸用船以外)		
	(4) その他の支出		
	うち一般管理費		

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 3 「貨物運賃」欄は、対居住者取引と対非居住者取引別に区分することが困難な場合には、円貨建取引を対居住者取引、外貨建取引を対非居住者取引として記入して差し支えない。

(日本産業規格 A 4)